

<論 文 (国際会計) >

# 財務ディスクロージャー規制の国際比較

中 村 文 彦

## 目次

- I はじめに
- II 日米の財務ディスクロージャー規制
  - 1 合衆国の財務ディスクロージャー規制
  - 2 日本の財務ディスクロージャー規制
- III 国際会計基準の設定活動
  - 1 会計の国際化
  - 2 IASBの基準設定活動
  - 3 IASBとFASBとの連携関係
- IV 基準設定主体の機能と役割

## 参考文献

## Contents

- I Introducion
- II Financial disclosure regulation in U.S. and Japan
  - 1 Financial disclosure regulation in U.S.
  - 2 Financial disclosure regulation in Japan
- III Setting activity of International Accounting Standard
- IV Function and role of the standard setters

## Bibliography

In this paper, I mainly examine the international difference of the financial disclosure regulation, between Japan and U.S.

Because international accounting has a great influence to the accounting standard setting activity in the two nations, I also research the standard setting of IASB.

## I はじめに

近年、国際政治における合衆国の「一人勝ち」を背景として、世界レベルの経済社会に対する合衆国の影響力は日増しに強大になりつつある。これを受けるかのように、日本においてもここ数年、日本版ビッグ・バンを巡る議論において合衆国を範とするグローバル・スタンダード論が華やかに、そしてある意味では無秩序に展開されている。そしてその流れは、企業会計の領域にまでおよんでいる。経済社会の動向に歩調を合わせる形で、新しい会計基準が次々と公表してきたのである。

新しい会計基準の性質としてもっとも重要なのは、従来のように「経験の蒸留」という形で実務を要約したものではなく、専ら実務的なニーズから一種の政治的プロセスを経て導き出されている点である。つまり、戦後伝統的に行なわれてきたように、既に実務上用いられている多種多様な会計処理を、会計理論という一種のフィルターによって蒸留するのではなく、外部利害関係者に対する会計情報の経済的影响、つまり財務報告を介しての利害関係者間の利害調整を考慮して会計基準を設定するスタイルに変化してきているのである。このような基準設定スタイルによれば、場合によっては、その時点で実務に存在しないか、あるいは定着していない手法を実務に強制することもあり得る。それゆえ、日本の会計規範形成に対する方法論は、転換期に差しかかっていると解釈できよう。

この背景に合衆国の影響が存在していることは確かであるとしても、問題となるのは、合衆国および日本の両国間では、基準設定主体の社会的位置づけ、基準設定プロセス、法律、その他の会計規範形成に関する相違が存在していることであろう。これを前提とすれば、かかる相違の理解なくしては基準設定の

動向を正しく理解する事はできない。

以上のような問題意識から、本論文では、財務ディスクロージャー規制の国際的な相違を、主として日本と合衆国との間で検討する。その際、両国の会計基準設定動向の鍵が、国際会計の方向性に大きく関わっている点を考慮し、国際会計基準審議会（IASB）の基準設定が、両国の基準設定に与える影響を分析する。

## II 日米の財務ディスクロージャー規制

### 1 合衆国の財務ディスクロージャー規制

まずは、合衆国について検討してみよう。合衆国の主たる財務報告規制機関（Financial Reporting Regulators）は、証券取引委員会（Security and Exchange Commission：SEC）と財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）である。

SECは、1933年証券法（Securities Act of 1933）および1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）に基づいて設置された合衆国の行政機関である。SECの基本目標は、「公正な証券市場の育成と投資者保護」であるから、投資意思決定情報のディスクロージャーを徹底化することが基本姿勢とされている。具体的には、SECに対して企業が行う届出および報告に関わる各種書類を、巨大な権力を背景に規制している。例えば、「レギュレーション」（Regulation）とよばれる会計開示ルールや「フォーム」（Form）と呼ばれる財務情報の開示様式、およびこれらの解釈等を示すための「財務報告通牒」（Financial Reporting Releases:FRR）を公表している。また、代表的な継続開示報告書としては、年次報告書（Form 10-K）、四半期報告書（Form 10-Q）、臨時報告書（Form 8-K）がある。またこのようなSEC向けの報告書のほかに、株主向けの年次報告書も1934年証券取引所法によって規制されている。

SECは、これら公表財務諸表にかかる会計原則の設定に関する法的権限を有している。それゆえ、本来は会計基準設定主体としての機能を持ち、会計制度

に強い影響力を及ぼしている。しかしながら、実際上は、民間部門（private sector）であるFASBが設定した財務会計基準（financial accounting standards）を、「一般に認められた会計原則（GAAP）」すなわち、実質的に権威ある支持を得ている会計原則とみなしている。

ここで、FASBの会計基準設定について検討する必要があるだろう。FASBでは、有給・常勤の7人の委員を中心に財務会計基準が設定されている。その際、公開主義（sunshine policy）を根幹とするオープン・システムの基準設定プロセスが採用されている。それが「正規の手続き（Due Process）」である。この手続きの流れを概観しよう。

審議議題（agenda）は、利害関係者その他から提示される。もちろん、その審議議題をすべて承認（admission）するのではなく、一定の条件に照らし合わせ、必要性を勘案したうえでFASBサイドがその承認を行う。ひとたび承認がなされた後には、討議資料（Discussion Memorandum：DM）等を公表して予備審議（early deliberations）のプロセスにはいる。このプロセスでは、学者・政府関係者その他を含めた幅広い利害関係者からコメント・レター（comment letter）ないしは公聴会（public hearings）を通じて意見が広く集められる。

この予備審議を経たうえで、暫定的な決議（tentative resolution）として公開草案（Exposure Draft：ED）が公表されるが、その際しばしばフィールド・テスト（field test）を行うこともある。さらに、追加審議（further deliberations）として公開草案に対するコメント・レター等に基づいて再度検討を加えたうえで、最終的な決議（final resolution）がFASBのボード・メンバーの投票によって行われ、会計基準（statements）が公表される。

基準の公表後には、当該基準に関する討議資料、コメント・レター、公聴会の議事録、公開草案その他が収録されたパブリック・レコード（Public Record:PR）によって、すべての詳細な基準設定プロセスが公表される。

以上の手続きにおいて特徴的なのは、審議議題が利害関係者から提示され、

財務報告上の何らかの問題が発生した場合に、必要に応じて審議にかかることができる点である。このような体制から、合衆国のディスクロージャーには極めてカレントな問題が投影されることとなる。言うまでもなく、合衆国がディスクロージャー先進国と形容されるのは、かかるシステムに負っている部分が大きいはずである。

ところで、合衆国の財務報告が、上述のように証券取引法系列の財務報告規制を中心としているという事実には、少なくとも2つの要因が関わっているようと思われる。1つは、会社法が各州ごとに制定されているという要因である。州ごとに異なる会社法は、連邦レベルでの会計規制とは異なるレベルで行なわれるので、両者を同一視、あるいは並列に考える余地が少ないからである。

いま1つの要因は、合衆国の会計基準の設定権限が、古くから職業会計士団体を中心とした民間部門に委譲され、基準設定の中心的な役割を果していたことである。合衆国では、こうした団体によって公表された会計原則が、伝統的に、GAAPとして認知されてきたのである。この会計原則の例としては、アメリカ会計士協会（AIA）の会計手続委員会（CAP）による「会計研究公報（ARB）」（1938年～1959年）や、会計原則審議会（APB）の「会計原則審議会意見書（APBO）」（1959年～1973年）などが挙げられるが、このなかには、今なお有効な会計基準も多く存在している。

それでは、FASBの設定する会計基準、すなわちFASBの目指す財務ディスクロージャー制度とはどのようなものであろうか？この点を考えるには、さしあたってFASBが登場してきた背景を考えてみれば良いだろう。まず、FASBの前任機関であったAPBは、アメリカ公認会計士協会（AICPA）の下部機関であり、その設立当初は、新しい研究理念をもって会計原則の設定活動を行うことを目標にしていた。しかしながら、この基準設定システムは、实际上、十分に機能することではなく、かえって民間部門における基準設定主体としての地位が揺らぐという事態に追いつまれた。その背景には、APBの公表した理論指向の会計基準を当時の産業界が受けいれず、SEC等を通じてAPBへの圧力をかけるよう

な方策を採ったことが存在する<sup>1</sup>。

この流れにおいて会計関係者が最も恐れていたのは、公共部門（public sector）によって会計基準が設定される体制へ移行してしまうことであり、それらの関係主体はこの動きを回避することに努めた。その結果、基準設定主体としてのFASBが登場することとなったのである。それゆえ、FASBの設立は、「プライベート・セクター側の自主防衛策」（安藤 [1996]、21頁）としてしばしば表現されるのである。このような文脈からすれば、FASBには設立当初より会計基準の設定主体としての能力を証明するという課題を解決する必要が存在していたことはいうまでもないだろう。

ところで、FASBの基準設定はオープン・システムであるために、幾つかの困難な問題を当初から抱えていた。そのなかでも重要なものとして、利害関係者の利害調整プロセスにおけるロビイング（lobbying）である。基準設定プロセスのオープン化が進んでくると、ロビイング等の活動を通じて自己に有利な会計基準を設定しようとするインセンティブが各種利害関係者に働くようになる。

そのため、会計の政治化（Politicization of Accounting）という現象が生ずることになる。この現象に歯止めをかけなければ、先ほど述べたような基準設定主体としての能力は証明されないのである。そこで、そのための方法の1つとしてFASBが登場させたのが、概念フレームワーク・プロジェクトである。むろん、概念フレームワークが形成される目的はこれだけではなく、従来からの未決事項を会計基準に反映させるための理論的な手がかりを示そうとしたことも重要である<sup>2</sup>。

ただ、概念フレームワーク・プロジェクトは1つの矛盾を孕んでいたことも事実である。当初の段階では、純粹理論を形成することが指向されていたが、

1 これは、いわゆる“Stormy 60's”と呼ばれる有名なエピソードである。

2 この視点からすれば、会計基準設定の理論的拠りどころとしての機能が概念フレームワークに期待されているのである。

概念ステートメントの作成に際しても、通常の会計基準設定と同様のデュー・プロセスを利用したために、利害関係者の利害調整という側面にまきこまれ、結果として概念フレームワークは純粹理論となりえなかったのである<sup>3</sup>。それゆえ、概念フレームワーク自体の性格は「会計基準をめぐるさまざまな見解や圧力を踏まえて、FASBが基準設定機関としての自己のポリシイを公にした文書である」（大塚〔1994〕、44頁）ととらえることができる。

ところで、SECが中心となる証券取引法系列の会計規制は、実質的なGAAPの設定権限はASR 4 およびASR150によってFASBに委譲されている<sup>4</sup>。それは、歴史的に見て職業会計士団体のレベルで会計基準が形成されてきたことを反映している。一方、商法系列の会計規制は、商法の会社法が州レベルで規制されていることから、上記の証券取引法系列の会計規制との結びつきが弱い。合衆国における財務報告は、財務報告会計基準がGAAPとして、実質的に権威ある支持を得ていることを背景に強制力を有しているのである。それゆえ、合衆国の財務報告の目的は、相対的にみると投資家保護を理念とする証券取引法系列の会計規制を強く反映することとなる<sup>5</sup>。

投資意思決定に有用な情報の内容としては、「営利企業は、稀少資源を生産し、

---

3 これは、概念フレームワークをもってしても、「すべての利害関係者のニーズを等しく満足させることができないことが不可能であり、また中立性を旨として無菌状態で形成することができない」（廣瀬〔1995〕、125頁）ことを示している。

4 SECによるGAAPの承認は、会計連続通牒（Accounting Series Release：ASR）の4号（ASR 4）および150号（ASR150）によって明示されている。まずASR 4は、「…届出書提出会社が採用する実務に有力な権威の支持があり、しかも当委員会のそのことについての見解が、ルール、レギュレーション、その他の公報、あるいは当委員会の主任会計士の意見としてそれまでに表明されていない場合に限って、財務諸表そのものを訂正することなく、その事実を開示することをもってたりることが認められる。」と述べている。

一方、ASR150号は、「…当委員会は、FASBによってステートメント、解釈指針で公表された原則基準、実務は、有力な権威の支持をもつものとし、そして、このようなFASBの公表物に反するものには、当該支持はないものと考えるであろう。」と明示している。

流通させる主体であるので、財務報告は経済的資源を生産および流通活動に配分することと関係があり、また財務報告の中心を富の形成、利用および富に関する権利ならびに富に係るリスクの分散においている。(SFAC 1、par.19)」と述べられていることから、富とリスクが配分されることが根本的な命題となる。したがって、投資意思決定に有用なキャッシュ・フロー予測情報を求めることが、その中心的な命題となる。稼得利益に関する情報は、キャッシュ・フローの予測に役立つという視点から有効となる。どちらかといえば商法系列の会計規制の目的とする分配指標としての利益算定よりも業績指標としての利益概念を重視することになるのである。

以上から、合衆国の財務ディスクロージャー規制の特徴を、次のようにまとめることができるだろう。まず第1に、連邦レベルで行なわれるSEC=FASB体制が合衆国の会計規制の中心であるために、ディスクロージャーの機能という点から言えば、投資者に対する意思決定情報提供を重視していることが指摘できる。第2に、会計基準の設定プロセスがオープンにされているために、利害関係者団体の利害調整が基準設定レベルで行なわれている。第3に、第2の点に関連して、利害調整の程度によっては会計の政治化が生じることもあるために、概念フレームワークによって基準設定主体としてのポリシーを明示している。第4に、このような特徴から、合衆国の財務ディスクロージャーは即時性をもつ一方で、会計の理論面で一定の整合性があるか否かが犠牲になる可能性を有しているといえるのである。

## 2 日本の財務ディスクロージャー規制

それでは視点を日本に移そう。日本では、商法と証券取引法の2つの会計制

5 SFAC 1においても、「財務報告は、報告することそれ自体が究極の目的ではなく、経営および経済的意思決定を行うために、すなわち経営および経済活動を行うさいの、稀少資源の用途について考えられるいくつかの用途のなかから合理的な選択を行うために有用な情報を提供することを目的としている。(par. 9)」と明言されている。

度を中心として財務ディスクロージャー規制がなされている<sup>6</sup>。制定法・成文法による財務報告規制主体は、法という性質上パブリック・セクターであると考えられる。ただし、証券取引法に関しては、企業会計審議会が、商法に関しては法制審議会が重要な役割を果している。商法の会計規定は、基本的には貸借対照表における配当可能利益の計算を中心している。証券取引法自体には会計規定はなく、第193条および第193条の2により大蔵省令に委ねている。それが「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」であり、証券取引法会計はこの規定のもとで行われる。

しばしば指摘されるように、それぞれの会計制度は、商法は受託責任遂行と処分可能利益算定を、証券取引法は受託責任遂行と投資意思決定情報の提供を相対的に重視している（新井・白鳥 [1991] 30頁）。それにもかかわらず、日本の財務報告規制は、商法および証券取引法の各々の制定法・成文法の会計規定が相互に緊密に連携してきたという特徴が存在している。つまり、商法の分配可能利益の算定と証券取引法の投資意思決定のための情報提供が、同一内容の財務諸表によって行われてきたのである。一方、制定法・成文法以外の会計規範である会計基準の設定主体は、前述の企業会計審議会である。日本の会計基準は、これまで、会計基準設定主体である企業会計審議会（Business Accounting Deliberation Council：BADC）によって設定されてきた。もともと審議会は、大蔵省組織令第87号にもとづいて設置された大蔵大臣の諮問機関であり、その資金・人事とも大蔵省によっていたことから、一般にはパブリック・セクター型ととらえられてきた。特に、人事に関しては、会長および40人

6 日本における会計規範には、商法、証券取引法、法人税法という3系列の会計制度をはじめとする制定法あるいは成文法としての会計規範と、「企業会計原則」をはじめとする制定法・成文法以外の会計規範がある（新井 [1992]、53頁）。この会計規範のうちどの部分を会計基準ととらえるのかに関しては議論の分かれどころであるが、ここでは財務報告に焦点を絞るので、退職給付の財務報告規制機関として、主として商法および証券取引法という2系統の法規範に関して会計領域を分析し、企業会計原則を中心とする法規範以外の会計規範を対象とする。

以内の委員をはじめすべてが非常勤であり、大蔵大臣による任命によってはじめて活動することが可能となる。

歴史的に見れば、企業会計審議会の設立母体は、1948年6月に経済安定本部内に設置された企業会計制度対策調査会である。「企業会計原則」は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会(現在の企業会計審議会)によって、経済再建のための外資導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等を図る目的で発表されたものであり、日本の会計実務の中に発達した慣習を要約した慣習規範である。それゆえ、先の3つの法令においても遵守すべきものとして尊重されてきた。

しかし、1952年に企業会計審議会の主管が大蔵省理財局に移ったことから、事実上、審議会は証券取引法会計にとり込まれていくことになる。それゆえ、企業会計原則自体も商法との調整のためにこれまでに何度か修正され、また、日本の会計制度の歴史を振り返るに、企業会計原則は先導的かつ補完的な役割を果し、財務報告システムを構成する2つの法規範によるそれぞれの会計制度の改善に貢献してきている。近年では、日本版ビッグバンにより金融庁へ移管されている。

審議会の組織は、4つの部会から構成されており、会計基準設定のプロセスについては、英米のように一定の手順が決められていない。会計基準設定プロセスに対するオープン化を徹底しているFASBに対して、企業会計審議会の場合には、従来、典型的なクローズド・システムを形成していた。しかしながら、近年では次第にオープン・システム化が図られるようになってきている。この動向には、学者主導による理論型・原理原則型の会計基準設定から実務型へとシフトしてきたことが反映されている。会計基準は、基本的に環境の変化に合わせてその設定目的を変化させてるので、今日のように経済事象の複雑化する動態的経済環境下において、学者および政府機関関係者よりも、むしろ実務に習熟する職業会計士の主導によって会計基準が形成されるほうが実態に即し得るからである。

事実、審議会メンバーの構成における学者の占める割合は次第に低下しつつある。また、近年では、企業財務制度研究会（COFRI）のように産業界を中心とする民間機関が設立され、審議会との協力関係を有する形で事实上バック・アップするような連携関係も築かれていた。

日本版ビッグ・バンの一環である企業会計の改革（revolution of business accounting）で公表された一連の会計基準に関しては、企業会計審議会においてすべてが決定されたのではなく、このCOFRIなどの関係諸機関との連携関係をも持ちながら設定されたものも少なくない。例えば退職給付会計基準に関しても、その設定に先立つ論点整理に関しては、COFRIで行われているのである。さらに、このCOFRIは、発展的に解消され会計基準審議会（ASBJ）という形で新しい日本の会計基準設定の体制がスタートしている。このような動向からすれば、従来のように完全なるクローズド・システムからは次第に脱却しつつあるといえるのである。

さて、以上の考察によって、日本の財務報告の規制機関とその会計目的が明らかにされた。日本の場合には、合衆国とは違い商法系列の会計規範および証券取引法の会計規範が強い結びつきを有していた。そして、このような強い連携関係の下で審議会が公表する一連の会計基準が、財務報告基準としての役割を担っていた。したがって、この財務報告システムでは、従来、商法の債権者保護を理念とする分配指標としての稼得利益を中心とした会計情報と、証券取引法の投資家保護を理念とする業績指標としての利益情報およびキャッシュ・フロー情報を中心とする財務情報が、同一内容の財務報告書で供給されてきた。

しかしながら、日本版ビッグ・バンにおいて行われた一連の企業会計改革が、証券取引法系列の会計制度の充実を図ることを目標としたために、審議会より多くの会計基準が公表され、投資意思決定に有用な会計情報の充実が図られた。投資意思決定に関しては、分配可能利益に関する情報よりも業績指標としての利益情報あるいはキャッシュ・フローに関する情報が有用であることから、これらの新しい会計基準においては、利潤計算構造に関して、公正価値評価、割

引現在価値などの新しい評価基準を積極的に導入してきている。例えば、退職給与引当金会計と年金会計を統合した「退職給付に係る会計基準（新基準）」に関しても、投資家保護の基本的な会計目的が重視されている。このように、新しい財務ディスクロージャーは、投資意思決定情報の提供と分配可能利益の計算を可能な限り両立するという観点であることは間違いない、この点で、利益計算構造に関する2面化<sup>7</sup>が生じているといえるのである。

### III 国際会計基準の設定活動

#### 1 会計の国際化

これまでの考察から明らかなように、日本の財務ディスクロージャー規制は、国際化という流れの中で合衆国型のものへと変貌してきていた。そしてその中心的な理念は、投資者の意思決定に必要な情報提供機能を充実させるというものであった。しかしながら、合衆国といえども会計の国際化の波は避けて通れない大きな難問である。それどころか、合衆国が世界経済のリーダーとしての立場を堅持しようとするのであれば、国際会計の流れを、戦略的・政策的に、自國に有利にすることさえありうるだろう。実際後述するように、FASBのIAS設定プロセスへの働きかけは、近年、著しく増大している。日本の財務ディスクロージャー規制の行き着く先を見極めるのであれば、このような国際会計そのものの動向をも視野に入れて検討すべきといえるのである。そこで、ここでは国際会計の観点から会計基準の設定活動がどのように行なわれているのかを考察する。

会計の国際化が求められる背景には、企業財務の国際活動に関わる要因と世界経済レベルに関わる要因が存在している。まず、企業の財務活動に基づく問題は、資金調達上の問題と、資金投下および回収プロセスの問題に細分するこ

---

<sup>7</sup> 例えば、徳賀〔2001〕では、このような利益計算構造をハイブリッドな構造と呼んでいる（21頁）。

とができる。例えば、自己資本の調達先が国内だけでなく海外にも及ぶ場合は、国内の会計基準に基づく財務諸表の作成はもちろんのこと、資本調達をしようとする国の会計基準に基づいた財務諸表の作成をも行う必要が生じる。これが、いわゆるダブル・スタンダード問題である。また、資金投下・回収という側面が国外との関連を持つ場合には、外貨換算会計のように、会計上どの時点の国際為替レートを利用するかによって、海外からの仕入あるいは海外に対する売上等の会計数値が変動するという問題が認識できる。さらに、国際投資を行う年金基金等の機関投資家をはじめ、投資家に対する投資事前情報として比較可能性のある財務報告を行いうるかといった問題も浮上する。

世界経済レベルに関わる要因としては、各国の会計基準に基づいて財務報告をすることが企業の国際競争において有利・不利をもたらすという問題を考える必要がある。ライバル会社よりも詳細でタイトな（あるいは過度に経済実態から乖離する）情報開示を強いられる国に上場するインセンティブを、企業一般に対して期待することが困難であることはいうまでもなかろう。

例えば、企業会計ビッグ・バン以前のように、商法・証券取引法・法人税法によるトライアングル体制のもとで、取得原価主義会計を中心とした会計制度形成がなされていた日本においては、海外の金融機関が、時価評価あるいは公正価値評価に基づく高度に発達した証券投資手法を存分に發揮しようとしても、実際上困難であることは間違いない、それゆえ、日本市場に現地子会社レベルで参入するのかあるいは支社レベルで参入するのかといったように、市場参入手法にまで影響を及ぼしてくる。また、EUあるいはNAFTAなどの同一経済圏内においても、企業の資金調達は会計規制の厳しい国から緩い国へと移っていくであろう。ある意味で会計基準に関する国際間の相違が、一種の非関税障壁(NTB)としてマーケット・メカニズムを歪めているとも理解し得る。

このように、主として2つの要因を背景に会計の国際化が求められてきたのであるが、そもそも国際化とはどのような概念なのであろうか？この点について簡単に整理してみよう。経済的意味において通常用いられる国際化は、財・資

本・労働力・技術・情報など経済活動に不可欠な要素が国境を越えて流通し、各國經濟が相互に影響を与え合う度合いの深まりを表している（石垣・瀧口・箱田[1990]）。この定義では、経済的要素の移転という側面を強調しているために、アイデンティティーや文化的な相違、あるいは各國の制度やその土台となっている法觀の相違といった視点は、このような経済的な要素の側面からはとらえにくい。そこで、法制度の立場から國際化を考察した北川[1992]の國際化概念を検討しよう。

北川は、國際摩擦という環境の中で日本法を考える場合の課題として2つの課題領域を示している（上6頁）。1つは日本の法制度が國際環境に漂い出し、歐米を中心とする世界の場で種々の視点から検討されるようになったことと、それに伴う問題である。この視点からの國際化には、歐米の法觀という國際標準に対して日本の法觀がどこまで耐え得るかという相手中心の國際化である。もう1つは歐米中心の法觀に対して、それを包みながらより深い基底からの法のパラダイムを提示することである。この視点からの國際化は、各國相互の法パラダイムを基盤にもう1段深い國際標準を提示することである。この2つを先の経済学上の定義に当てはめて考えてみれば、結局のところ、國際化の方法には、経済的要素の移動に際して、歐米中心の方式に基づいて相互に影響を深める方法と、いまある各國のパラダイムをもとに新たな國際標準を構築しそれに基づいて要素の移動を行い、相互に影響を深める方法の2種類が存在することになるだろう<sup>8</sup>。

世界經濟全体が、財務報告に関してこのいずれかの國際化のスタイルを選択するかは、實質上、2つのレベルに分けて考えるべきであると思われる。前者の方式によれば、政府レベルの組織が1つの鍵を握ることになる。一方後者の

---

8 新井[1993]では、國際化のスタンスが①模倣的國際化（自動詞としての國際化）、②霸權的國際化（他動詞としての國際化）、③いわゆる『文化相互主義』に立ち、対等な立場で互いの独自性を認めつつ相互間の共通性や普遍性を求めあう國際化、の3つに整理分類されている。①、②は、それぞれ北川論文の第1の視点を表裏から細分化した視点と見ることができ、③は第2の視点をもっと明確な概念で表しているものととらえられよう。

場合には、会計プロフェッショナル・レベルの機関が鍵になる。政府レベルの機関には、国連・OECD・EC・IOSCO等があり、会計プロフェッショナル・レベルの機関にはIASC、ヨーロッパ会計士連盟、FASB等がある。以下では、この点を検討しよう。

政府レベルの組織における議論および決定事項は、多くの場合、超国家機関という立場から個々の参加国に対し強制力を課し、各國政府は自国における行政権・立法権に基づき国民に当該事項を強制する権限を有している。つまり、政府レベルにおける国際的な活動の特徴は、その「強制力はトップからボトムへと向かう」ことに求められるだろう。しかしながら、このような機関の国際化活動は、マクロ的な見地からの国際化の議論を中心とする参加国どうしの政治折衝に主眼がおかれていることは否めない。また、問題の審議プロセスにおける実務的な影響力等の配慮には十分であるとは言い難く、その強制力が強大である反面、実務レベルの問題に即応できる保証は薄いという本質的な問題を抱えている。

例えば、政府レベルの組織であるOECDおよび国連の国際化には次のような違いがある。国連は加盟国に開発途上国を含むこともあり、多国籍企業に比較的否定的な見解を示している。一方、先進工業国中心のOECDは多国籍企業に寛容な立場にあり、これを保護しようとする立場を有しているのである。このように参加国家の相違に基づいて、主として国家権力の優劣を背景にして国際化の方向性が決定されてしまうという根本的な脆弱性は、政治的な折衝をベースにする国際機関による会計基準の調和化の典型的な限界を示しているといえる。

これに対して、会計プロフェッショナル・レベルの組織の場合には、多くの場合、独立専門家として国家により認められた資格を持つ実務家が、国境を越えて実務上の相違について意見交換し合う審議プロセスを経る。それゆえ、企業レベルにおける問題に対する検討が行われ、実務上の問題に対して即応性・即効性のある見解を導くことが比較的容易に可能となる。ただし、そのような即

応性・即効性も各国の制度を必ずしも変更することが出来るわけではないという限界も保有している。たとえ十分に実行力を有する調和化のシナリオであっても、強制力の点で国家権力の後ろ盾を得られるか否かは各国の対応に委ねられるからである。例えば、IASB（2001年まではIASC）の活動を見てみよう。

会計プロフェッショナルレベルの組織であるIASBは、財務諸表の作成提示にあたり準拠すべき会計基準を公共の利益のために公表し、これが世界的に承認され遵守される事を促進し、さらには財務諸表の作成提示に関する規則・会計基準および手続の改善および調和に向けて広く活動することを目的として、1973年にオーストラリア、カナダ、フランス、旧西ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、アイルランドそしてアメリカの職業会計人組織によって設立された。しかし、その会計基準の設定活動は、当初は各国の基準設定主体、会計研究者にはあまり注目されてはいなかった。それは、IASBが国家レベルの機関ではなくその公表した会計基準が各国の制度上どのように利用されるかが、当時は明確になっていなかったからである<sup>9</sup>。

このように、国際化の問題は、様々な機関により、多様な方法で行なわれている。そこにおける最も重要な問題は、会計規範は、国家を1つの単位として形成され制度化されていることから、各国の社会的・経済的・法律的・文化的相違を前提として国家間の相違が存在していることである。仮に、ある国の基準に他国があわせて財務報告をしたとすれば、それは1つの国家レベルのシステムを捨てることに等しくなり、ある意味では、法治国家、主権国家としての

9 もっとも、会計専門家レベルでの基準設定は当初より既に行なわれていたために、実務レベルにおける様々な問題点が協議されていた。例えば、退職給付会計の一領域である企業年金制度自体の財務報告に関しては、IASCでは既に1986年の時点でIAS26号が公表されていた。当時は、英國にも日本にも当該領域のステートメントが存在していなかった。にもかかわらず、このIAS26号は英國においても日本においても、制度にとりいれられてはいなかった。このことから、会計プロフェッショナルレベルの活動によれば実行可能性を持つ会計基準が設定され得る可能性を有する反面、制度的に取り入れられる可能性が極めて乏しいという限界が明らかになる。

権利そのものの一部を他国任せにすることになる。それゆえ、世界経済全体の相対的視点からは、このような事態を回避するために、どちらかといえば相互のシステムを調和化するような会計の国際化が指向されることになるのである。つまり、調和化というスタンス自体に、上述の相互承認型の国際化へ通ずる要素が多く内包されているのである。

ここにおける問題は、どの程度の調和化を行うべきなのかという点である。これを考へるに際しては、少なくともNobesの次の定義が有用である。Nobesは、会計の調和化とは会計実務の多様性を少なくする事によってその互換性を高めるプロセスである（Nobes and Parker, eds. [1988], p.331）と述べている。互換性とは、相互の相違を前提としつつも、ある共通の規格を有することを意味するが、この概念に会計基準調和化のレベルを考え合わせてみれば、完全な互換性を導く統一化の方向性と、最低限の互換性にとどめる非統一化の方向性があると理解し得ることになる。注意すべきは、もっとも完全な互換性を指向する会計基準の調和化でさえ、エスペラント語の如く各国の社会的・文化的な背景を無視した統一化を含むわけではないということである。

それは、各国の文化的背景に基づいて形成されてきた各々の国の財務報告が、制度化というプロセスを経なければ強制力を有することにはならないためであり、その設定主体をどのようにするか、あるいは内容をどのように設定するのか、といった問題を最低でも解決する必要があるためである。

このように考えれば、結局のところ会計基準の国際的調和化は、相互の財務報告制度の承認に際して、広い代替案の選択が可能となるようになるかそれとも代替案を狭めるのかという部分に絞られてくるようになるだろう。ここでは、このような視点から、会計基準の国際的調和化に対する問題を考察する。その際、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Board : IASB）の会計基準設定活動に対し着目し、IASBが上記のような調和化をどのように行っているのか、国際会計基準（International Accounting Standards:IAS）の内容はどの程度のものであるのか、そして制度的な強制力はどのように与えら

れるのか等について検討する

## 2 IASBの基準設定活動

IASBの機構は現在、IASの設定と公表を行う委員会（Board）、プロジェクトにおける技術的問題に助言する諮問グループ（Consultative Group）、委員会の戦略および計画を憲章に照らし合わせてレビューする顧問審議会（Advisory Council）、会計基準が規定していない問題を検討する常設の解釈委員会（Standing Interpretations Committee）などから構成されている。

この機構のもとで行われる会計基準設定の正規の手続き(Due Process)は、次のようなプロセスにおいて行われている。



ある議題に関する論点整理が公表され、草案が公表されるという基本的プロセスは、合衆国と同様であると考えられるだろう。

ところで、IASBはこれまで多くの公開草案を最終的にIASにまとめている<sup>10</sup>。けれども、初期のIASは何度かの改訂作業を経ているだけでなく、前述のように、関係各国の基準設定主体、財務諸表の作成者、財務諸表の利用者あるいは会計研究家によって十分に利用されていたとは言いがたいだろう。それは、IASCによる当初の会計基準設定が、参加各国の会計代替案を包括したうえで広範な代替案を認めていたことや、法的な強制力を持つ機関から支持を受けていなかったことに起因していると思われる。近年では、この2つの点についての目覚しい改善が行われた。前者の会計基準に規定される会計代替案を狭めることは、1989年1月のE32公表前後の比較可能性/改善プロジェクトを中心とした動きによって改善されており、後者の法的強制力の問題は証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）のバックアップとコア・スタンダードの一括承認への動きを背景に、近年急速に改善されている。

まずは比較可能性プロジェクトから検討しよう。IASC当時においては、自らの存続問題を考える場合、IASに基づいて作成される財務諸表の比較可能性を高めることが急務の課題であった。E32はこの流れにおいて公表された公開草案である。E32では、従来認められてきた代替的な会計処理のなかから優先的会計処理（preferred treatment）と認められる代替処理（allowed alternative treatment）とを識別し、財務諸表の比較可能性を高めようと試みた。同時に、IASそのものが実行可能性だけでなく理論的な基盤を持つものであることを示すために、当時のIASCは概念フレームワーク・プロジェクトにも着手し始めたのである。

---

10 公開草案は、同一テーマに関する改訂公開草案に関しても、通常のものと同様に公表順にナンバリングされている。

既に述べたように、概念フレームワークは、本質的に基準設定主体としての自己規制能力を証明するための「切札」としての機能を有している。非営利団体であったIASCは、その財政的な基盤を参加主体からの拠出金によって賄っているために、IASに対する支持が得られなければ、それらの資金的な支援も損なわれる可能性を強く有していた。IASCが公表する会計基準に理論的首尾一貫性と実行可能性の2つを具備することができれば、IASが眞の国際会計基準となり得る可能性が生じるばかりでなく、IASCの権威も高まり存続可能となるのである。したがって、国際会計におけるE32のもっとも重要な貢献は、IASの会計基準としての実行可能性を高めることをはじめ、概念フレームワークに基づく理論的首尾一貫性を導く体制をIASCにもたらしたことであると考えるべきであろう。

このように、概念フレームワークは基準設定主体の自主規制能力と未決問題解決のための基盤としてプライベートセクター型・オープン・システムにおける会計基準設定における強力な後ろ盾として存在している。先ほど述べたように、今後もたらされうる会計基準の国際的な調和化の流れにおいて、国際会計基準委員会などのプライベート・セクターが基準設定のイニシアチブを有していく場合には、国家機関等の規制の介入を防ぐという役割も加わって、その強力なバック・ボーンとなりうることが期待されていると考えられるだろう<sup>11</sup>。

結局のところ、E32は趣意書「財務諸表の比較可能性」という形で公表され、それは改訂IASを公表するための改善プロジェクト活動へとつながっていった。

11 近年、概念フレームワークに関するプロジェクトが各国で編成されるようになった。例えば、英国の会計基準審議会（Accounting Standard Board: ASB）は、概念フレームワークの構築に力を注ぎ、FASBの父といわれたD. Solomonsにその作成を依頼した。合衆国および日本とは異なり、英国はヨーロッパにおける経済圏におかれているために、EC4号・7号指令等によって会社法を国際的に調和化するという多くの経験を有し、国際会計基準に関しても以前より英国基準にその互換性の有無を常に意識してきている。その点からすれば、ASBの概念フレームワークは設定当初より国際水準を目標としているといえよう。

この改善プロジェクトに際して、設定された目標は次のとおりである。①財務諸表の比較可能性に関する趣意書で明らかにされている変更について基準を改訂すること。②基準が十分に詳細かつ完全なものであり、解説が適切で他の基準と矛盾しないことを確実にすること。③財務諸表の作成表示に関する枠組みの面からそれぞれの基準をレビューすること。④開示用件をレビューすること。⑤それぞれの基準の体裁を改訂すること。特に②および③に関しては、理論的首尾一貫性を強く意識した目標と見て良いだろう。

以上のように、比較可能性プロジェクトによってIASの理論指向性が導かれた反面、いくつかの問題も生じた。例えば、比較可能性の概念と情報の有用性概念との関係をどのようにとらえるかという問題がある。これについては、東京大学の斎藤教授が次のような見解を述べている。

「ご承知のように、比較可能性というのは、もともと会計情報の質的特性を論じたFASBの概念ステートメントでは、むしろ有用性の下部概念でした。つまり、情報の有用性を支える目的適合性と、もう一方で信頼性がありますが、そのバランスの上に成り立っていた概念であったと思います。ところが、最近のIASの議論をみていくと、むしろ比較可能性が情報の有用性を無視したまま、マネジメント・インテント、つまり経営者の意図によって代替的な処理を使い分けられることの批判にばかり使われています。もっぱら、選択可能な会計のルールを少数のものに制限していくという発想になっていて、その面がやや強調されすぎている感じがします。(座談会 [1999]、15頁。)」

確かに、この見解で指摘されているように、IASの議論においては、情報の有用性を比較可能性に対してどのように位置づけるかが明確にならないまま、比較可能性の概念が1人歩きしているように思われる。ただ、ディスクロージャー・システムが国家レベルで制度化されている現状では、有用性が一般概念として既定されにくいことも事実である。マーケットにとって有用性がある情報か否かは、各マーケットの成立に関わる前提条件によって異なるからである。例えば、会計情報の有用性を考える場合に想定される市場の効率性は、各国マ

一ケットの成熟度等の条件によって当然異なることから、会計情報に対する反応も一様ではないはずである。こういった点からすれば、IASはマーケットの国家間の相違という限界を既に認識して、国際会計基準の設定プロセスにおいて、あえて有用性の概念を規定せずに比較可能性を前面に打ち出しているとも解釈し得る。

IASの基準設定を論じる際には、もう1つの重要な動向が存在する。それは、コア・スタンダーズのIOSCOによる一括承認である。これまで述べてきたように、IASBにおいて設定されるIASには、本質的に法的な強制力が付されていなかった。もともと、各国の会計基準は自国の証券市場に対するディスクロージャー規制の一側面を有しているが、IASは、国際的な単一の証券市場が存在しないことを背景に、法的な規制を各国の財務ディスクロージャー規制に委ねなければならなかつたのである。それゆえ、IASCは特定のディスクロージャー規制法を後ろ盾とした強制力を想定せずに会計基準を導かねばならず、基準設定における一種のジレンマに陥っていたのである。

ところが、1993年にIOSCOがIASに対して、一連のコア・スタンダードを提唱してから事態が急変することになる。IOSCOは、1974年に資本市場の育成指導を目的として設立されたアメリカ州証券監督者協会（Interamerican Association of Securities Commissions:IASCO）を母体とする国際機関である。現在では、日本の大蔵省証券局等、各国証券取引所の規制機関も加入しており、IOSCOの支持を受けることは、各国のディスクロージャー・システムに対する法的強制力を受けたことと同様の効果を有することを意味する。1993年、IOSCOは上記のコア・スタンダーズをIASが公表し完成した時点で、一括して承認する方針を打ち出した。もしIOSCOがコア・スタンダードを承認すれば、国際的な会計基準としての実用性が飛躍的に高まることになる。このため、IASはこのコア・スタンダーズの完成を至上課題とし、急ピッチで整備した。1998年の金融商品の公表によってこのコア・スタンダーズは一応完成され、国際会計の中心がIASBに移行する端緒となったのである。

### 3 IASCとFASBとの連携関係

会計の国際化を進める機関はIASBだけではないことは既に繰り返し述べてきた。それらの機関の中でも、FASBはIASBの国際的活動の行方を見極めるうえで重要な鍵を握っているものと捕らえる必要がある。周知の通り、FASBの会計基準は世界的なレベルから見ても、もっとも詳細で厳密なものと解釈し得る。そのため、多国籍企業その他が合衆国において資金調達するための財務報告に関するコストは、他国で資金調達する場合に比して一般的には割高になるといえる。仮に、IASが国際会計基準としてIOSCOの支持を受けることになると、合衆国における資金調達に際して一種の抜け穴が出来ることとなり、合衆国の会計基準との兼ね合いの問題が生じてくる。このため、FASBはIASの基準設定活動に対して重要な関わりを持つことになってくるのである。

IASCの初期の基準設定活動に対するFASBの態度は、どちらかといえば冷ややかなものであった。ところが、近年のFASBは諮問グループに参加する等によって、積極的にIASの会計基準設定に協力するように政策変更してきている。この政策転換は2つの段階に分かれている。はじめの頃には、FASBはインターナショナリゼーションによって、IASをFASBの会計基準に類似したものにすることを試みた。しかし、最近ではFASBの基準を他国に押しつける方法より一層現実的なアプローチをとっている<sup>12</sup>。1993年当時、FASBの委員長であったBeresford氏は、来日講演の際、次のように述べている。

「最近の会計基準国際化の傾向は、ここ2、3年にわたり、FASBの活動に対して重要な影響を及ぼしてきました。FASBの第一義的な責務は国内にあることに変わりはありませんが、今や、国際化の過程において重要かつ建設的な役割を果さなければならないということを、公式に理解しております。

国際的な会計基準の比較可能性を向上させるというFASBの目標達成のため、FASBは国際的な活動のための戦略計画を作成しました。この計画の基本的な

---

12 この点は、前出の座談会 [1999] も参照のこと。

前提是、2国またはそれ以上の国々が、それぞれの既存の会計基準に対する共通の改善を受け入れることが、国際的な比較可能性の向上と、優れた国際会計基準を作るという究極の目標に向けての第1歩を意味することになるという考え方です。このことは、FASBがIASB（国際会計基準委員会）のような国際的組織だけでなく、さまざまな国の会計基準設定主体とも協力することを意味しています。FASBは、会計基準の国際化という究極的な目標を支持しており、この目標を達成するために、IASBの努力に対して最大の支援を提供したいと考えています。（座談会 [1993]、33頁。）」

この引用からもわかるように、FASBは必ずしもIASを国際会計基準のゴールとは考えておらず、むしろ、各国の基準設定主体その他との調和化を行いつつ、一方でIASを支援しながらその動向を見極めることによって、最終的な方向性を見出そうとしている。特に、「優れた国際会計基準を作るという究極の目標」という部分を強調していることは、当時のIASに対する不十分さの表明であるとも解釈し得る。このようなFASBの戦略はこの3年後にも再確認されており（FASB [1997]）、その際、真の国際会計基準が、あくまでもハイ・クオリティ・スタンダードという視点から導かれる調和化であることが、FASBが採る会計基準の国際的な設定活動の基本路線として位置づけられているのである。そういう意味からすればFASBが、IASをSFASに近づけるというスタンスによって、記述したような、第1の国際化、すなわち、経済的要素の移動に際して欧米中心の方式に基づいて相互に影響を深める方法を戦略的に誘導する可能性もあながち否定し得ないだろう。

#### IV 基準設定主体の機能と役割：国際的調和化に向けて

以上において検討してきたように、日本の財務ディスクロージャー規制は合衆国に大きな影響を受けており、その合衆国といえども国際会計の波に翻弄される状況にある。より踏み込んでいえば、日本の財務ディスクロージャー規制は、国際会計の動向によって大きくその方向を変える可能性を強くしているの

である。

そこで、最後にこの国際会計の基準設定がこれまで各国で行なわれてきた会計基準設定とどのように異なり、どのような問題を生じさせる可能性があるかを本論文で得られたことをもとに考えてみよう。

まず、会計基準設定主体には、英国および合衆国にみられるようなプライベート・セクター型のものと、日本、ドイツ、フランスなどに見られるようなパブリック・セクター型のものがある。その違いの要因は幾つか存在するが、少なくとも、会計プロフェッショナルの成熟度合いの相違は大きな要因の1つであろう。例えば、会計プロフェッショナルが極めて早い段階から発達した英国においては、その高度な成熟度を誇る専門的技術が会計規範を形成するのに十分であったために、国家機関等の行政レベルの規制を回避しようとする傾向が極めて強い。それゆえ、設定した会計基準の公表に際して産業界と一定の関係を保つために、プライベート・セクター型の会計基準設定主体が採用した基準設定プロセスが採用されることとなる。合衆国のFASBのデュー・プロセスにみられるようなオープン・システムも同様である。ただ、このようなオープン・システムにおいては、会計基準が妥協の産物となる恐れがあることも否定できず、結局、切り札としての概念フレームワークの必要性が高まることになる。基準が会計理論性から逸脱することを可能な限り防ぎ、それに自己のポリシーを反映させるための最後の砦でもある。

一方、パブリック・セクターによる基準設定システムを形成している国々もある。この場合には、会計基準に関し強制の権限を有する行政レベルからのトップ・ダウン形式の基準設定になる。したがって、上記のような利害調整からの問題点がある程度回避し得る。しかしながら、設定される会計基準が実務のニーズから大きくそれる可能性も否定し得ない。政府の政策的裁量も、会計基準設定の重要なファクターとなるからである。

国際会計の動向は、現時点ではどちらかといえばプライベート・セクター型の会計基準設定が主流になりつつあると考えられる。その理由としては、各國

の政府機関が設定する会計基準よりも、プライベート・セクターで設定する会計基準のほうがより実務に適しているからにはかならない。

これまでの考察で明らかになったように、IASBの活動は眞の国際会計基準を設定する上で、次第に中心的な役割を果してきている。IASBにFASBが積極的に関わることで、プライベート・セクターによる充実した基準設定が行われ、行政レベルの各国代表が参加する証券監督者国際機構（IOSCO）のような国際機関がそれを承認するというシナリオが明確になったからである<sup>13</sup>。

このような動向をふまえれば、今後パブリック・セクター型、クローズド・システム型の会計基準設定主体によって形成されてきた日本の財務ディスクロージャー規制が、ドラスティックに変化する可能性も否定できないだろう。この場合最も問題となるのは、会計基準自体の利益計算構造である。このような動向が、主として、投資家に対する意思決定情報の提供機能にばかり焦点をあてていることで、IASにおいて設定される会計基準の利益概念はいきおい不明確にならざるを得ないからである。財務報告における利益計算構造は、損益計算を中心としたものから貸借対照表を中心とした議論へと変容してきている。実際、原価＝実現のフレームから導かれる稼得利益と、資産の公正価値評価および負債の割引現在価値による評価から生じた未実現の利益を、包括的利益概念によって解決を図っていることをどのように会計理論上説明するのかは、未だに明らかになっていない重要課題である。ただ、この問題は会計理論研究上、大変重要な課題でもあり、一長一短には解決し得るような問題では決してないことは確かである。会計理論自体も1つの大きな転換期を迎えているのである。

周知のとおり、株価が会計利益とシステムティックに連動することが暗黙のうちに想定されていた古典的アプローチの会計理論は、1966年のASOBAT以降、

---

13 確かに、その設立当初のIASCは、基準設定主体として能力を評価し得る状況では決してなかったが、IOSCOがIASCに対する支持を表明したことにより、強制力が付与される基礎が形成された。それによって、IASは各国のディスクロージャー規制と結びつく可能性を強く持ちはじめたのである。

意思決定=有用性アプローチに会計理論の座標軸が移された。FASBが会計理論を経済的影響という新たな座標軸に移した現在では、会計利益を操作することによって株価を操作することはできないという見方が主流であり、会計利益が財務報告における投資意思決定情報の一部を構成するに過ぎないと考えられている。むしろ、会計利益よりもキャッシュフローを重視するような会計理論の状況では、利益計算構造は検討事項として劣位におかれてしまう状況にあるといって過言ではなかろう。

いうまでもないことではあるが、会計のゴールは利益の算定である。利益概念の不明確な会計ほど意味のないものはないはずである。そういう点に対し、今後、IASBあるいは各国の財務ディスクロージャー規制機関が、利益計算構造を重視した会計基準設定を行なうことが、本当の意味での会計基準の国際的調和化につながるのではないだろうか。

## 参考文献

- AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966(飯野利夫訳『基礎的会計理論』国元書房, 1969年。).
- AAA, Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, 1977 (染谷恭次郎訳『会計理論および理論承認』国元書房, 1980年。).
- Beaver, William H., *Financial Reporting : An Accounting Revolution*, 3rd ed. Prentice Hall Inc., 1998.
- Beresford,D.R.、新井清光・山本秀夫・南 光男・藤沼亜起「会計基準の国際的調和化—ベレスフォードFASB会長を囲んで—」『JICPAジャーナル』、第5巻第10号 (1993年10月)、13-24頁 (座談会 [1993b])。
- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No.1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, November 1978(平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(改訳新版)』中央経済社, 1994年。)

- FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No.2 : Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, May 1980(平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(改訳新版)』中央経済社, 1994年。).
- FASB, "FASB's Plan for International Activities," *HIGHLIGHTS of Financial Accounting Issues*, January, 1995. Reprint February 1997.
- Mueller, G.G., H.Gernon, and G. Meek, *Accounting: An International Perspective*, 2nd ed., Richard D.IRWIN Inc., 1991(平松一夫・野村健太郎監訳『国際会計入門(第2版)』)。
- Nobes, C.W., "Harmonization of Financial Reporting," in C.W.Nobes, and R. Parker, eds. , *Comparative International Accounting*, 3rd ed. , Prentice - Hall, inc. , 1991.
- Paton, W.A., and A.C. Littleton, *American Accounting Association Monograph No. 3:An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940(中島省吾訳『会計基準序説』森山書店, 1953年。).
- Watts, R.L., and L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, 1st ed., Prentice-Hall Inc, 1986. (須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房, 1991年。)
- 安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』(中央経済社, 1996年)
- 新井清光「会計の国際化問題を考える(上)」『企業会計』、第45巻第1号(1993年1月)、17-30頁、「会計の国際化問題を考える(下)」『企業会計』、第45巻第2号(1993年2月)、17-28頁。
- 新井清光「日本の会計基準設定主体と設定プロセス」『JICPAジャーナル』第4巻第12号, 1992年12月, 53-59頁。
- 新井清光・白鳥庄之助「日本における会計の法律的および概念フレームワーク」『JICPAジャーナル』第3巻第10号, 1991年10月, 28-33頁。
- 井上良二「資産・負債観と収益・費用観に関する一考察」『彦根論叢』, 第293号, 1995年1月, 111-125頁。
- 大塚成男「FASBによる新たな概念設定の意味 —基準設定における利害調整の影響—」中村忠編『財務会計と制度会計』(白桃書房1994年1月, 35-

53頁。

大塚成男「合衆国における会計基準設定プロセスの特徴」『会計』第142巻第3号,1992年9月, 58-72頁。

北川善太郎「国際摩擦の中の日本法（上）」『NBL』第500号（1992年、7月1日）、6-12頁、「国際摩擦の中の日本法（中）」『NBL』第501号（1992年、7月15日）、27-35頁、「国際摩擦の中の日本法（下）」『NBL』第502号（1992年、8月1日）、36-46頁。

斎藤静樹・廣瀬義州「国際会計基準と日本の企業会計」『税経通信』第54巻第14号（1999年10月臨時号）、2 - 33頁（座談会〔1999〕）。

徳賀芳弘「退職給付会計と利益概念」『会計』第159巻第3号、2001年3月,14 - 26頁。

廣瀬義州『会計基準論』中央経済社, 1995年。

(なかむら ふみひこ 本学講師)